

令和6年第2回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年2月26日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和6年2月26日（月） 午後3時00分から 午後3時50分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和6年第2回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和6年第2回朝霞市農業委員会総会

令和6年2月26日(月)

午後3時00分から

午後3時50分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

10番 高麗 俊一 委員 11番 高橋 秀明 委員

3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

4 諸報告

(1) 報告第2号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（18人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	栗原	昌章
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（2人）

委	員	富岡	勇一
委	員	石原	実

事務局

事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	専 門 員	佐藤	たかみ
事	務	局	主 任	佐藤	辰準
事	務	局	主 事 補	太江	碧海

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・増田事務局次長

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、これより、令和6年第2回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

今年に入りまして、2月とは思えないほど暖かい日が続き、皆さまにおかれましては、農作物の成長も早く、日々収穫作業でお忙しいとは思いますが、お体には気を付けてお過ごしいただけたらと思います。

本日もご審議の方よろしくお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中18名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

始めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

10番 高麗 俊一 委員と11番 高橋 秀明 委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局議案の朗読をお願いいたします。

○佐藤主任

1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

須田 哲也 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は2月22日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が和光市に所有する農地3ヵ所については、現在は作付けされておりましたが、適切に管理されております。

一方、朝霞市内に所有の農地につきましては、任意で提出された予定表と位置図を参考に説明いたします。

農地A・Bは、5月に、農地D・E・Gは11月に柿の苗を作付けされており、現地確認できました。

農地Cは、前回作付けしていたサツマイモ・カボチャが秋に収穫されており、これからジャガイモを作付け予定とのことです。現在は、管理状態であることを確認できています。

農地Fについては、これから、里芋・キャベツを作付けし、収穫した後、来年冬から柿を作付け予定となっております。

農地H・Iについては、柿の作付けに向け、春から土地整備を行っていくとのことですが、調査時点では耕運されておらず、適正に管理されていない状態でした。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、和光市農業委員会に譲り受け人の農業経営状況を調査した結果、世帯で延べ400日農業に従事していることが確認できます。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、申請地では柿を定植し、栽培する予定とのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約15分であり問題ありません。

申請地の位置ですが、番号1から順にご説明いたします。

2ページをご覧ください。

朝霞駅東口から秋ヶ瀬通りをさいたま市方面に2.7キロほど進み、内間木公民館前交差点手前のY字路交差点を右折し、10メートル先の丁路地交差点を右折します。

左手にグリーンビレッジが見えて、その先にY字路交差点がありますので、そこを花ノ木の里方面に左折し、まっすぐ進んだ先にある「あさか大師」の手前に申請地があります。

○増田主幹

和光市農業委員会に確認したところ、■■様が和光市内で所有している農地が区画整理事業の対象になり、一部の農地を売却したとのことでした。

○高橋委員

区画整理事業により農地が減ってしまった分を朝霞市内で増やしているだけではないのか。従前地の面積がいくつになるのか。

○増田主幹

ご質問の従前地の面積につきましては、和光市農業委員会に確認後、次回総会で回答します。

○高橋委員

区画整理事業によって減った農地を買い戻すことはいけないことなのか。

○渋谷委員

今は、農業委員会として農地法第3条を審議しているので、法律に基づいて審議をすべきではないか。農地法第3条において許可できない場合として、自ら農作業に従事しないで他の人に農作業を任せることを前提に取得する場合と明記されており、今回の■■■さんに作業をお願いしているということが該当するではないか。県には確認をしているのか。

○増田主幹

農地法第3条許可の許可基準について、埼玉県農業会議に確認したところ、実際に耕作に従事しているのか、作業を依頼している場合は、委託契約の有無、苗木・樹木の購入代金の支払者は誰か、肥料等の購入などの名義などを確認し、農地法第3条第2項各号のうち、どれかに該当した場合は不許可とすることができるとのことでした。

しかしながら、疑わしいだけなどでの不許可は不適切となる可能性が高いとのことでしたので、常時従事していることを明確にさせていただくため、作業の区分け表の提出を求めましたが、■■■さんより作成は難しいとのことでした。

○高橋委員

■■さんと■■■■さん間で契約書を取り交わしているのか。

○増田主幹

書面での契約書はないとのことでした。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第2号1番につきまして、
橋本 広明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○橋本委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は2月23日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地の前面道路は、水道管・下水道管・ガス管が埋設された市道です。

また、申請地から500m以内にTMGあさか医療センターがあることから、農地法施行規則第43条第1号に該当し、農地区分は第3種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は本申請許可後から2か月間で行い、永久転用とのことです。

譲受人は、主に不動産を管理する法人であり、駐車場の管理も行っております。

今回、近隣住民の増加に伴い、周辺の駐車場が不足していたことから、市街化区域を含めて当該地周辺で探していたところ、申請地を譲り渡し人と売買することで合意したため申請に至ったとのことです。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否(いな)かですが、

- ① 転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。
- ② 目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。
- ③ 計画面積が適当か否かについては、乗用車4台分と軽自動車1台分の面積が申請されており適当と考えます。
- ④ 被害防除が適当か否かについては、特に土砂の流出等の生ずる恐れはなく現状のまま使用することから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、7ページをお開きください。

朝霞台駅南口ロータリーを二本松通り方向に直進し、朝霞台駅入口交差点を左折します。そこから350メートル進むと弁財坂下交差点がありますので、そこを左折します。そこから厚生病院方向に550メートル進むと十字路交差点がありますので、そこを右折し、東林橋方向に500メートル直進します。東林橋を超えてすぐの十字路交差点を左折し、10メートル進んだところが今回の申請地となります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第2号1番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第2号1番につきましては、許可相当と決しました。

次に、諸報告を行います。報告第2号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、3月26日(火)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第2回農業委員会総会を終了いたします。

~~~~~ 総会后 ~~~~~

会長、ありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡がございます。

( 事務連絡 )

その他、皆さんからなにかございますか。

なければ終了いたします。ありがとうございました。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

10番 高麗 俊一 委員

11番 高橋 秀明 委員

令和6年2月26日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員